

私学団体への意向確認に対する回答について

日本私立学校振興・共済事業団 御中

日本私立短期大学協会

令和3年7月9日付けでご依頼のありました、「学校法人基礎調査」における個別大学の情報の公表・活用(共用)について、以下のとおり回答いたします。

1. 情報の一覧化公表について

- (1) 「学校法人基礎調査」の個別大学の情報のうち、既に大学ポートレート(私学版)の個々の大学等のページにおいて掲載されている情報があり、これを一覧化して一般に対して公表することの可否について
- (2) 上記(1)以外の「学校法人基礎調査」の個別大学の情報を、一覧化して一般に対して公表することの可否について

(回答)

「情報の一覧化公表」が大学ポートレート(国公立版)の「一覧機能」を意味するのであれば、私学情報推進会議において、既に私学版としても取り組んでいく方向性は認められていることから、この方向に沿って進めていただきたい。

しかしながら、大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)が運営管理する、国公立大学を対象とした「大学基本情報」と同様の取扱いにするという意味であれば、大学名とその情報がソート機能により簡便に順位付けが可能となるため、大学ポートレート事業の創設時に本協会として懸念していた「安易な大学ランキング化」に繋がり、厳しい大学運営に更なる打撃を与えるだけでなく、現に在籍している学生の心情にも大きな影響を与え、学習意欲を削ぐことになるのではないかと、という懸念を再び起こさざるを得ない。

また、「大学基本情報」による基礎的情報の一覧化が、大学進学希望者とその保護者等だけでなく、大学関係者や一般国民にとって有益な情報として広く有効活用されているのか等のエビデンスがなく、単にマスコミや研究者のために利活用されるのではないかと、という懸念が生じる。

このため、「学校法人基礎調査」の個別大学の情報を一覧化して一般に対して公表することについては慎重に対応願いたい。

2. 情報の活用(共有)について

- (1) 「学校法人基礎調査」の個別大学の情報を、私学間で活用(共有)することの必要性の有無について

(回答)

日本私立学校振興・共済事業団が収集した「学校法人基礎調査」の個別大学の情報は、「私学情報提供システム」による統計データとの比較・分析や、私学側からの個別の依頼に基づく情報提供などにより、これまでも私学側において十分情報活用(共有)をしてきているが、今後、IR(インスティテューショナル・リサーチ)の重要性が増す中、私学間における更なる活用(共有)は必要なことと考える。

- (2) 情報の活用者の範囲拡大の可能性(段階的拡大を含む)について

(回答)

情報活用者の範囲については、大学ポートレート(私学版)に掲載されている情報を除き、私学関係者向けのみとすることが適当である。一般向けに拡大する場合、機構による現在の「大学基本情報」がどの程度有益な情報として、大学進学希望者とその保護者等だけでなく、大学関係者や一般国民にとって有益な情報として広く有効活用されているのか等の検証が必要であると考ええる。

- (3) 国公立大学との比較分析等の必要性の有無について

(回答)

国立の短期大学は無く、また公立の短期大学についても少数であることから、国公立短期大学との比較分析の必要性は低いものと考ええる。

- (4) 「学校法人基礎調査」の個別大学の情報を、研究者が研究目的で活用(共有)することの可否について

(回答)

「研究者」の定義がどこまでの範囲なのか、大学・公的研究機関において研究に携わる者なのか、それ以外の機関も含むのかなどを明確にする必要がある。

また、研究目的・内容によっても取扱いは異なる。純粋な学術研究に活用することには異存ないが、その場合、真に純粋な学術研究であることをどう担保するかが問題になる。当該大学のデータが、単なる興味本位的に分析され公表されることのないような配慮が必要である。